

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-51	レコード記録機等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-223	全	ステレオセット用センター	
H4-223A	全	ステレオセット用センター(セパレート型)	
H4-223AA	全	ステレオセット用センター(モジュラー型)	
H4-223AB	全	ステレオセット用センター(テープレコーダー付きモジュラー型)	
H4-223B	全	ステレオセット用センター(コンポーネント型)	
H4-420	全	レコード録音再生機器	
H4-421	全	レコードプレーヤー	
H4-4290	全	レコード録音再生機器部品及び付属品	
H4-4291	全	レコード再生機器用キャビネット	
H4-4292	全	レコードプレーヤー用ターンテーブル	
H4-42930	全	レコードプレーヤー用ピックアップ	
H4-42931	全	レコードプレーヤー用カートリッジ	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
録音機及び増幅器付きレコードプレーヤー	レコードプレーヤー用ターンテーブル	レコードプレーヤー用キャビネット	
レコードプレーヤー	レコードプレーヤー用ピックアップ	レコードプレーヤー用カートリッジ	
ラジオ用チューナー及び増幅器付きレコードプレーヤー	レコードプレーヤー用トーンアーム		
<b>定義</b>			
<p>ターンテーブル及びピックアップを一体に装備し、レコード盤に記録された音声情報をスタイラスで機械的に感知して電気信号に変換する、レコード録音再生機器を分類する。</p> <p>その他、以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レコード盤等の記録媒体にカットイング、変形又はプレス等の機械的手段によって音声を記録する装置、並びにレコード盤に記録された音声情報をスタイラスで機械的に感知して音声を再生する装置。</li> <li>ステレオセットを構成するためのセンターブロック。</li> <li>レコード録音再生機器にのみ用いられる部品及び付属品。</li> </ul>			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
電気蓄音機、ステレオセットはH7-210へ。			
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<p>異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型&lt;カード&lt;テープ&lt;ディスク&lt;レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。</p> <p>例えば、</p> <p>レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51、</p> <p>テープ記録機とディスク記録機を共に具備するものはH6-52、</p> <p>記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541に分類する。</p>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			

